

健康局発注の業務委託契約案件における随意契約の結果について(特名随意契約分)

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額(円) (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	「自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システム(PMH)」事業にかかる保健衛生システムの情報連携改修業務委託	10 情報処理	日本コンピューター株式会社	1,650,000	R8.6.30	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-

随意契約理由書

1 案件名称

「自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システム（Public Medical Hub : PMH）」
事業にかかる保健衛生システムの情報連携改修業務委託

2 契約の相手方

日本コンピューター株式会社

3 随意契約理由

国のデジタル社会の実現に向けた重点計画において、健康・医療・介護分野におけるマイナンバーカードを活用したデジタル化が重点的な取組として位置付けられている。

そのうちの具体的な取組のひとつとして、各公費負担医療受給者証等をマイナンバーカードと一体化することにより、マイナンバーカード一枚で受診できる環境整備を行うこととしている。

特定医療費（指定難病）支援事業・小児慢性特定疾病医療費助成事業における対象者の受給資格は、保健衛生システムを運用して管理しており、医療受給者証とマイナンバーカードを一体化するためには、保健衛生システムを改修し、マイナンバーカードを医療受給者証として利用できるようにするための情報連携プラットフォームである「自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システム（Public Medical Hub : PMH）」との情報連携に対応する必要があるため、本業務委託を実施するものである。

当該システムにおいて障害が発生した場合、受給者等に多大な影響を及ぼす恐れがあることから、当該システムに関する専門知識を有する者による作業が必要となる。

上記相手方は当該システムの開発元であり、本業務委託を行うための専門知識を有する唯一の事業者であるため、随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市保健所管理課（保健事業グループ）（電話：06-6647-0923）